

労働力調査における調査書類の紛失について

令和6年2月11日（日）に、労働力調査調査員が調査活動中に「抽出単位名簿」を紛失する事案が発生しました。

今後、このようなことがないように、再発防止に努めてまいります。

1. 紛失した抽出単位名簿

調査対象を抽出するために調査員が作成する名簿で、抽出単位（世帯主）、住所等を記載します。

2. 紛失した抽出単位名簿に記載があった内容及び人数

世帯主の氏名及び住所 9人

3. 経緯

2月11日（日）

- ・ 11：40頃、調査員が渋川市での調査活動中、抽出単位名簿1枚を紛失していることに気付き、周辺を搜索するが見つからなかった。
- ・ 12：10頃、渋川警察署に遺失物届出書を提出。

2月12日（月）

- ・ 再度、調査員が搜索するが見つからなかった。
- ・ 夕方、県統計課に連絡したが不在であったため、状況についてFAX送信。

2月13日（火）

- ・ 朝、県担当者から調査員に連絡し、詳細を確認。
- ・ 県担当者が調査員とともに現地等を搜索するが見つからなかった。

4. 県としての対応

- (1) 当該世帯を県担当者と調査員が訪問し、説明と謝罪を行いました。
- (2) 各統計調査員には、調査開始前に説明会を開催し、調査関係書類の徹底管理を指導しているところではありますが、改めて注意喚起の通知を送付します。

【参考】

- ・ 労働力調査は、我が国における就業・不就業の状態を明らかにし、国の経済政策や雇用対策などのための基礎資料を得ることを目的とする調査です。
- ・ 毎月、群馬県内で約800世帯を対象に調査を行っています。
- ・ 統計調査員は、特別職の非常勤の地方公務員です。